

柏原市立小中学校における携帯電話の持ち込みに関するガイドライン

令和 2 年 2 月
柏原市教育委員会

昨今、登下校中の子どもが犯罪被害にあう事案が全国で発生していることから、学校は、地域や関係機関等と連携し、安全確保に努めているところです。しかし、平成30年(2018年)6月に大阪府北部地震が登校時間帯に発生し、登下校中の安全確保については以前にも増して不安の声が聞かれます。

これを受け、柏原市教育委員会では、子どもの安全をより一層確保する観点から、携帯電話のGPS機能や通信機能を、災害発生時や連れ去り・痴漢などの犯罪に巻き込まれた(あるいは巻き込まれそうな)際の緊急の連絡手段や犯罪の抑止力として活用する場合について考えました。

その結果、これまでの携帯電話の原則校内持ち込み禁止の方針は継続しつつ、登下校における安全面等を考慮し、保護者が希望する場合は、子どもが携帯電話を所持し、災害時等の安否確認や緊急連絡ができるようにしました。それに伴い、携帯電話の持ち込みに関するガイドラインとして、「携帯電話の持ち込みに関するルール」を策定しました。

携帯電話の持ち込みに関するルール

1. 携帯電話を持ち込む目的は、登下校中の防災・防犯のために限定する。
2. 校内では、携帯電話を使わない。
3. 校内では、携帯電話の電源を切る。
4. 校内での携帯電話の管理は、学校が定める次の(1)もしくは(2)のいずれかとする。
 - (1)登校時に担任等が預かり、下校時に返却する。
 - (2)子どもが各自のかばんに入れて管理する。
5. 登下校中は、携帯電話はかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外は使わない。
6. 携帯電話の持ち込みは自己責任とし、破損・紛失・盗難等に関して、学校は責任を負わない。
7. 携帯電話の持ち込みを希望する場合、保護者は子どもとルールについてよく確認した上で、同意確認書を毎年度学校に提出する。
8. 子どもが、ルールに従わずに、携帯電話をかばんから出したり、使ったりした場合は、学校が携帯電話を預かって保護者に直接返却し、その場合の対応は次の(1)(2)とする。
 - (1)保護者は学校が指定する時間帯に引き取りに行く。
 - (2)子どもへの指導は学校と保護者が協力して行い、繰り返し違反する場合は、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する等の対応をする。

※ 本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいう。

- ・子ども向け携帯(基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの)
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン